JEPAニュース

Vol.99
Jun.2016

特定非営利活動（NPO）法人
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
Japan Endocrine-disruptor Preventive Action

夏の虫たち

写真：佐和洋亮

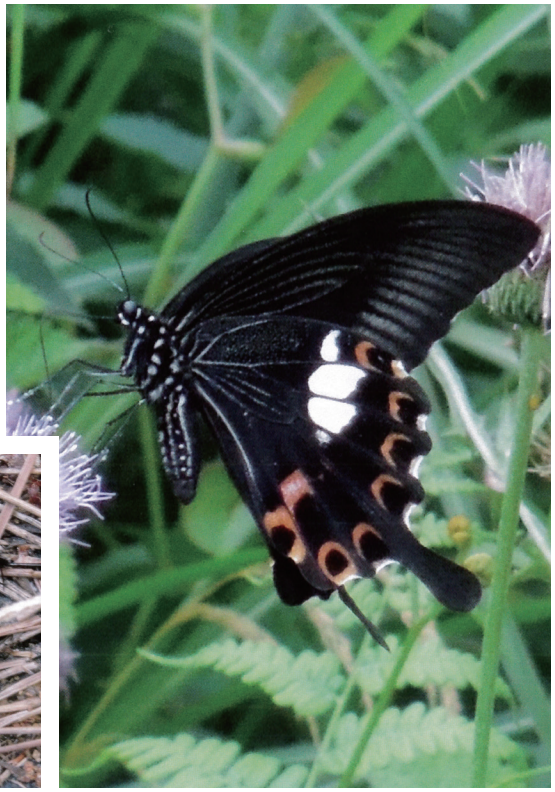

チェルノブイリ原発事故から30年。
子ども達にみられる心臓疾患、呼吸器疾患、甲状腺異常……
健康被害は次世代に受け継がれ、事故による被害は今も続いています。
福島第一原発事故から5年が経過しました。
国による避難指示区域の解除、原発事故の避難者の住宅支援打ち切りなど
国はあたかも被害や汚染が収束したかのような政策を打ち出しています。
しかし、事故による被害も汚染も決して過去のものになってはいません。
人々の生命と健康を守るために、あらためて原発事故の被害に目を向け、声をあげましょう。

CONTENTS

特集 チェルノブイリ原発事故30年――世代を越える健康被害
2 〈現地からの報告〉原発事故被災住民の健康はいま――チェルノブイリと福島……白石草
4 次世代までつづく放射能の影響――チェルノブイリ30周年国際会議に出席して……水野玲子

6 2020年目標達成のために政策提言――政策提言書のご活用を！……植田武智
8 市民版環境白書『グリーン・ウォッチ』刊行……中下裕子
10 大地震は忘れたころにやってきた――余震の続く熊本からの現状報告……中地重晴

特集

チェルノブイリ原発事故30年
――世代を越える健康被害

〈現地からの報告〉

原発事故被災住民の健康はいま
――チェルノブイリと福島

認定NPO法人 OurPlanetTV代表理事　白石草（はじめ）

子どもたちの健康低下

チェルノブイリ原発事故から30年目にあたる今年の4月26日、私はウクライナのキエフで過ごした。訪れたのは、街の中心部からドニエプル川の対岸に渡ったトリエシナ団地ある。チェルノブイリ原子力発電所から3kmの町・プリピャチからの移住者とその家族が今も1万5000人ほど暮らしている。

タチアナ・エネスさんは事故当時8歳。小学校3年生だった。事故の翌日にプリピャチからバスで避難し、クリミア半島で半年間保養をした後、10月にトリエシナ団地に入居。団地内に新設された学校に入学した。今、その学校で歴史の教師をしている。

タチアナさんが心配しているのは、今の子どもの健康だ。多くの子どもが風邪をひきやすく、疲れやすいという。避難者の子どものみならず、キエフの子どもたちも健康レベルが低下していると感じている。

タチアナさんの二人の娘も例外ではない。現在16歳の長女オルガさんは、2年に一度実施している被災者向けの健康診断でホルモンの異常が見つかり、注射による治療を行った。もし見逃していたら、身体の成長に影響していた可能性があるという。タチアナさんは「健康診断は最も重要です」と強調する。 13歳の次女エフゲーニャさんはさらに深刻だ。血糖値が高く、習っているフィギアスケートも辞めたほうがいいと医師に忠告を受けている。

国際機関の見解との乖離

国際機関（IAEAなど）がチェルノブイリ原発事故との因果関係を認めているのは、作業員の急性障害や白血病や白内障などを除くと、小児甲状腺がんだけである。その他の健康影響はもちろん、次世代への遺伝的影響については一切認めていない。

これに対し、ウクライナ政府（緊急事態省）は2011年に、報告書『チェルノブイリ事故から25年：将来に向けた安全性』*1を刊行。小児甲状腺がんはもちろん、白血病やその他の血液のがん、乳がんをはじめとする固形がん、そしてがん以外の疾病について様々な研究成果を公表。遺伝的な影響についても言及した。

とはいえ、ウクライナにおいても、いわゆる「線量－効果」において有意差が証明されている疾病は多くない。今年4月19日と20日の2日間にキエフで開催された国際会議でも、事故影響であると確認された疾病は、小児甲状腺がん、大人の甲状腺がん、がん以外の甲状腺疾患、白内障といった、わずかな病気に限定された。

しかし、これがウクライナの結論ではな

タチアナ・エネスさんと長女のオルガさん。

トリエシナ団地の学校で行われたチェルノブイリ30年のセレモニーコンサートで。写真中央がタチアナさんの次女エフゲーニャさん。

＊1　原題 “Twenty-five Years after Chornobyl Accident: Safety for the Future” 日本語訳を以下のURLからダウンロードできます。http://www.rri.kyoto-u.ac.jp/PUB/report/04_kr/img/ekr005.pdf

い。研究は今も続いており、被災者の継続的な健康診断を実施し、多岐にわたる疾病についての分析作業を続けている。

財政危機に直面するウクライナで

ウクライナでは1991年に「チェルノブイリ法」が成立した。これにより、年間5mSv（ミリシーベルト）以上の地域の住民は移住し、年間1〜5mSvの地域住民は、避難するかを個人が選択できるようになった。こうした地域の住民は「被災者」として定義され、様々な支援策が実施されてきた。

しかしウクライナは今、ロシアとの戦争により大変な経済危機に陥っている。公務員の給与は半分に削られ、当然、同法も大きな曲がり角にきている。2014年には、立法以来の改正が行われ、汚染地域のうち「第4ゾーン（年間0.5〜1mSvのエリア）」が、まるごと除外されたのである。

しかし住民は黙っていない。大きな反対行動を起こし、その後、外から越してきた新住民を除き、第4ゾーンの住民は引き続き「被災者」として扱われることとなった。住民が特にこだわっているのは、「原発事故によって被ばくした」という事実を証明する「被災者ステイタス」であり、2年に1回実施されている無料の健康診断である。

日本の被災者は最低でも700万人

では日本はどうか。日本政府では、事故から5年経過してもなお、「被災者」を定義していない。そして、強制避難を強いられた「避難指示区域」の避難者のみを被災者として扱ってきた。

政府は、福島原発事故はチェルノブイリと比べ放出した放射性物質が6分の1であり、チェルノブイリよりも被ばく線量が低いとして、帰還政策を推進している。実際、来年3月に全ての地域の「避難解除」が済めば、被災者はゼロとなる計算だ。

当然、被災者に対する健康診断を定めた法律も一切存在しない。福島県内では「県民健康調査」が実施されているが、これは「福島復興再生特措法」により、健康診断が許されているだけである。予算は経産省のエネルギー対策特別会計と東京電力から支出されており、国民の健康に責任を持つはずの厚生労働省はまったく関与していない。

しかし、チェルノブイリ法の「汚染地域」の定義を日本に当てはめると、被災者の数は、実はチェルノブイリを上回る。

チェルノブイリ法の汚染地域は、事故のあった2011年に年間1mSvを超えるとして、環境省が「放射性物質汚染対処特措法」で指定した「汚染状況重点調査地域」のエリアに相当する。これらの地域は岩手県の平泉市から千葉県松戸市まで東北・関東で100を超え、人口は700万人にのぼる。

ウクライナ、ロシア、ベラルーシにまたがるチェルノブイリ事故の被災者は、事故処理作業員も含めて約690万人なので、その数を上回るのである。

小児甲状腺がん172人が意味すること

福島県で6月6日、前述した「県民健康調査」の検討委員会が開催され、小児甲状腺検査の新しいデータが公表された。それよると、2011年から16年3月までに、甲状腺がんまたは甲状腺がんの疑いありと診断された子どもは172人となった。また、事故当時5歳以下だった子どもからもがんが見つかった。手術を受けた子どもの7割は、リンパ節転移や浸潤、肺転移が起きており、チェルノブイリと状況が酷似している。

宮城県丸森町や北茨城といった県外の地域でも、小児甲状腺がんが報告されており、本来であれば、厚生労働省が乗り出して、福島県外においても詳細な症例把握や健康診断に取り組む段階にきている。もし、小児甲状腺がんが被曝の影響によって多発しているとしたら、甲状腺がん以外の病気もまた、チェルノブイリと同じ道を辿っているとの認識を持たなければならない。

次世代までつづく放射能の影響
――チェルノブイリ30周年国際会議に出席して

理事　水野玲子

去る4月、ウクライナのキエフでチェルノブイリ原発事故30周年の国際フォーラム*1が開催されました。「核の安全に向けてのチェルノブイリの遺産」と題する本会議に先立ち、そのサイドイベントとして「チェルノブイリ事故の健康影響――30年後の余波」という国際会議*2が開催されました。本会議は未解決の原子力の諸問題に関する全体会議で世界各国からメディアを含めた300人以上集まり、日本原子力開発機構などからの参加者がありました。

しかし、健康影響セッションへの日本からの参加者は、日本人でただ一人福島の事故の健康影響について報告を行った「チェルノブイリ被害調査・救援」女性ネットワークの吉田由布子さんの他にはOurPlanet-TVの白石草さん、医師の振津かつみさん、そしてダイオキシン問題などに取り組んできた私たちを含めてわずか6人でした。

福島原発事故による放射線被害がこれから顕在化する可能性がある日本から、行政や研究機関の専門家が健康影響セッションに一人も参加していないという現実にとても驚きました。30年後のチェルノブイリにおいて、人々がどのような健康問題で苦しんでいるのかを、積極的に学ぼうとする日本の専門家はみられませんでした。

女性たちが主役だった健康影響セッション

健康影響セッションで何よりも驚いたのは、会場の過半数を占めた女性たちが主役の会議だったことです。女性たちが大勢つめかけて発表しました。おそらく事故当時はちょうど結婚、出産年齢であった彼女たちが原発事故の影響を受けて、幼い子の健康状態の悪化に日々立ち向い、悪戦苦闘してきたからでしょう。そんな彼女たちが今、中高年になり医師や専門家となって、30年経っても終わらない放射能の次世代影響に正面から向き合い、対応を模索しているのです。がっちりと大柄のたくましいこの女性たちからは、「何としても子どもを守る」という確かな意志がひしひしと感じられました。

放射能の影響は私たちが思うほど、けっして簡単なものではなさそうです。遺伝子を傷つけ、その影響は次世代にまで延々と続き、あたりまえの健康な生活を子どもたちから奪い取ってしまうのです。

今、事故当時思春期だった子どもたちが成人してから産んだ子どもに健康被害が現れています。放射能を浴びた両親から生まれた子どもの甲状腺疾患は、被ばくしてない親から生まれた子どもに比較して45%も多いとする発表もありました。また、被ばく二世が通っている小中学校で普通に体育の授業を受けられる体力のある子どもが1～2割ほどしかおらず、一見して普通に見えても大多数の子どもは心臓や呼吸器疾患、甲状腺異常、腎臓病などさまざまな病気を抱えているとのことです。

このチェルノブイリで30年も長期化する次世代への健康影響の現実を、私たち日本人は福島の未来にどのように投影することができるのでしょうか。 会議の最後は、「次世代にこの知識を受け継ぐのが何よりも大切である」「研究を止めてはなら

＊1　International Forum “Chornobyl's Legacy for the Nuclear Safety of the World” April 21-23, 2016（国際フォーラム「核の安全に関するチェルノブイリの遺産」）

＊2　International Conference “Health Effects of the Chornobyl Accident- 30 Years Aftermath” 18-19 April, 2016（国際会議「チェルノブイリ事故の健康影響――30年後の余波」）

ない」「遺伝子レベル、分子レベルの深い研究が必要」「がん以外の疾患に注目する」などのメッセージで締めくくられました。

小児がんだけでなくすべての疾患が増加

1982年に原発事故が起きてから30年が経過しました。事故後25周年に発表されたウクライナ政府（緊急事態省）報告書『チェルノブイリ事故から25年：将来に向けた安全性』には、すでに1992年に比べて2009年時点で内分泌系疾患11.61倍、筋骨系疾患が5.34倍などのデータが記されています。そして、その後もがんだけでなく、心臓疾患、呼吸器系疾患、筋肉・骨の疾患、免疫疾患などの疾患が増え続けています。さらに、原発作業者（リクビダートル）の調査では2000年以降、彼らの呼吸器疾患、うつ、自殺、アルコール中毒などの精神疾患、認知機能や行動の障害も目立ちます。

また報告書では、事故当時に子ども、あるいは思春期だった人から生まれた子ども、すなわち被ばく二世への影響が懸念されています。

日本でも起こる可能性が！チェルノブイリの研究から

健康影響セッションの150を超える発表は、大変重要なものばかりでしたが、紙面の都合上一部の要旨のみ紹介します。

▶胎児期に放射線ばく露した子どもの目の異常が広がっている。先天性白内障、網膜血管病変、屈折異常、慢性結膜炎などで、これらの眼科病理がコントロールと比較して統計的に有意に高い。事故後生まれた現在20歳から27歳の若者に黄斑網膜変性が早期に進行している。

▶事故生存者（事故処理作業員145人、汚染地区在住者146人、キエフ市民101人）の大多数（89%）が、心臓血管疾患（虚血性心疾患、冠動脈疾患など）にかかっている。とくに事故処理作業員の心臓血管系疾患が多く、2型糖尿病発症のリスクが高い。

▶放射能汚染地域に住む男性は精子細胞が傷つき、それが男性不妊の原因になっている可能性がある。

▶汚染地域（Ivankov, Polesie地区）に住んでいる子ども1192人の調査の結果、心臓血管系の異常がきわめて多い。心拍数が同年代の正常範囲から逸脱している子どもが80.4%、正常の脈圧の限度を超える子どもが20.0%。

▶チェルノブイリ原発事故被災者（プリピャチ市や30キロ圏内から避難、ウクライナの汚染地域に在住）の子ども4万8000人の調査を行った。その結果、造血システムへの影響が大きいことがわかった。1996年以降、12歳以上の子どもの白血病が増加した。血液細胞の状態が変化し異常な形態が見つかった子どもは事故前の38%から68%、貧血は24%から57%に増加した。

チェルノブイリに比べて福島は

国際会議で各国からの参加者、とくにWHOなどの機関の専門家との会合で私たちを驚かせたのは、彼らの「福島はチェルノブイリに比べてたいした事故ではない」「福島での放射能の放出量は、チェルノブイリの6分の1[*3]か10分の1程度」「日本では福島よりも西日本の方がよほど放射能レベルは高い」「実際に福島に行って放射能を測定してみたら低かった」などの一連の発言でした。

日本政府が事故後の早い時期に発表した放射能放出量の数字が今でも世界で一人歩きし、この会議に出席した海外の専門家が一様に「福島はチェルノブイリに比べて桁違いに小さい事故」と信じているのでした。福島の事故を過小評価しようとする一部の日本人には都合のよいことかもしれませんが、今後、世界に向けての福島の情報発信の質の向上が、私たちに課せられた責任であると感じました。

＊3　6分の1という数字は、2012年7月5日の事故調査委員会及び同年5月24日の東電の発表によるもの。10分の1という数字は2011年4月12日の原子力安全保安院発表によるもの。

2020年目標達成のために政策提言
――政策提言書のご活用を!

事務局　植田武智

与野党の国会議員4名へ協力要請

前号のJEPAニュースに同封した「ヨハネスブルグサミット（WSSD）2020年目標達成のための日本の化学物質管理制度に関する提言」を携えて、5月18日に民進党の田島一成衆議院議員、5月26日に自民党の北川知克衆議院議員、民進党の篠原孝衆議院議員、民進党の初鹿明博衆議院議員に面会して趣旨を説明し、政策実現のための協力を要請しました。 その他にも、当日都合がつかなかった衆議院と参議院の環境委員会の委員長と理事など19名の議員事務所を訪問して、提言書を渡して協力を要請しました。

かつて国民会議の政策提言によって、民主党政権時代に包括的化学物質規制のための「化学物質政策基本法」が党内のプロジェクトチームによって作成されました。しかし、その後の自民党政権下では、化学物質管理行政について理解のある議員がめっきり少なくなっています。現在では化学物質について関心を持ち、国会で質問などをしてくれる国会議員を一人でも増やすことが必要です。ぜひ皆さんの地元の国会議員にこの政策提言書を渡して、化学物質管理行政に目を向けるように働きかけてください。

また政策提言はパンフレットと違って少し難しいですが、学習会資料としてぜひご活用ください。以下は政策提言書の概要です。

東京オリンピックだけじゃない！化学物質の2020年目標とは

2020年は、東京では56年ぶりのオリンピックが開催予定と騒がれていますが、それだけでなく、世界的な化学物質管理の進展に関しても重要な年なのです。2002年に南アフリカのヨハネスブルグで開催された地球サミット「持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）」で「化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化することを2020年までに達成する」というWSSD2020年目標が合意されました[*1]。

日本も含め各国政府は現在、2020年目標達成に向けて国内実施計画を作り、必要な措置を実施中です。しかし日本の化学物質管理の法体系は省庁所管ごとの縦割りであるため、規制にすき間が生じています。多岐にわたる化学物質のばく露経路から国民の健康を守るための包括的な管理ができていません。国民会議は従来からこの問題を指摘してきました。

包括的管理のためには個別法の上に「化学物質政策基本法」が必要です。この点については現在も変更はなく、政策提言書の1、2で、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）」改正を中心とした日本政府の2020年目標達成に向けた政策が、海外の法規制と比べてどれだけ不十分であるかを指摘しています。

日本の課題は家庭用品中の化学物質

その上で、今回の政策提言では、日本の化学物質規制の最大の課題は「消費者の直接ばく露によるリスク管理の不足」にあることを新たに指摘しました。

家庭用品に使われる化学物質については「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）」がありますが、「有害物質」として規制されている物質数は44種類に過ぎません。市場に流通する化学物質は10万種以上と言われており、また労働安全衛生法の規

自民党・北川知克衆議院議員

民進党・篠原孝衆議院議員

民進党・初鹿明博衆議院議員

制対象ですら648種類あることと比較しても著しく少ないと言えます。

特に殺虫剤や殺菌剤の規制が不十分です。農業用であれば「農薬取締法」、医薬品であれば「医薬品、医療機器法」の対象となり、事前審査が必須とされます。しかし家庭用品に使用される場合には同じ成分であっても規制がなく表示もされないケースもあるのです。

具体的な例を一つだけ挙げると、スプレー式の家庭用消臭・除菌剤の除菌成分の中には、医薬品の殺菌消毒剤としても使用されている「塩化ベンザルコニウム」という成分が使われています。経産省のホームページに掲載されている有害性評価データによれば、塩化ベンザルコニウムには動物実験で妊娠率の減少などの生殖毒性があると指摘されています。

家庭用消臭・除菌剤に含まれる量でも生殖毒性を引き起こす可能性が懸念されるのに、同成分は家庭用品規制法の規制対象物質ではないので、事前審査も行われず、事業者の判断だけで販売されています。また表示については消臭・除菌スプレーは「家庭用品品質表示法」の対象外であるため、業界自主ルールに従って「除菌剤（有機系）」と書かれているだけです。毒性の高い塩化ベンザルコニウムが使われているにことを消費者は知ることができません。

こうした問題を解決するためには「消費者製品規制法（仮称）」や「殺生物剤法（仮称）」を新たに作り、有害性が懸念される成分をリスト化し、商品の販売前に規制措置を取る必要があります。（政策提言書の3、4）

「市民の提案権」の保障を

農薬や食品添加物ついては一応のところ法規制がありますが、だから安全だとは言えません。環境ホルモン作用や子どもの発達神経毒性など新しい毒性については十分調べられていません。

既存の法規制があってもそれが不十分だと考えられる場合には「市民の提案権」が認められるべきです。

例えば個別の農薬の安全性評価が不十分で、健康や安全が守られていないと思われる場合に、市民が行政に対して審査制度の改善などの規制強化を求めたとしても、現状の法制度では行政側に対応責任がありません。せいぜい「貴重なご意見としてお伺いしておきます」という対応で済まされてしまいます。

市民から行政に対して提案する権利を保障し、行政側には提案に対して適切に応答する義務を課すべきです。また行政の判断に不服があれば、司法（裁判所）に訴える権利を保障することも必要です。現状では、健康を損ねるなど具体的な損害がない限り裁判を起こすことはできません。（政策提言書の7）

政策提言書の提言が一つでも多く日本政府の化学物質管理行政に採用されると、私たちの暮らしの安全は高まります。

そうした社会が一日も早く実現するように、会員の皆様方の武器として、また地元の政治家とのコミュニケーションをとるためのツールとして、ぜひ政策提言をご活用ください。

＊1 「2020年目標」については2014年に国民会議がわかりやすいパンフレットを作成し国民会議ホームページに公開していますのでご覧ください（「化学物質の2020年目標のパンフレット」で検索してもらえば一番上に出てきます）。

Report 1

市民版環境白書『グリーン・ウォッチ』刊行

去る5月14日、富山環境サミット開催に合わせて
グリーン連合による市民版環境白書『グリーン·ウォッチ』が
国の『環境白書』の発行に先立って刊行されました。

事務局長／グリーン連合共同代表　中下裕子

市民版環境白書刊行の意義

国の環境白書には、日本の環境問題の現状とそれに対する施策の進捗状況等が記載されています。しかし、主として国が実施する施策についての説明が中心で、当然のことながら、それらの施策で十分なのか、国が取り上げていない分野・課題があるのではないかなど、政策についての批判的検討は十分とはいえません。また、環境危機に対する認識も、省庁による温度差があるため、甘い面があることは否定できません。行政だけに任せていては、環境の危機を回避することはできません。

国が自らの政策の弱点を克服して有効な環境政策を迅速に進めるためには、国とは異なる視点から、現状分析と政策の吟味を行うカウンター・レポートの発行と普及が不可欠です。これにより、政策の課題が明らかになり、世論喚起が進めば、やがて国も政策を一層促進したり、変更せざるを得なくなるからです。ところが、残念ながら、日本では、このようなカウンター・レポートの定期的刊行は行われていませんでした。

そこで、昨年6月5日に結成された環境市民団体の連合組織グリーン連合では、このようなカウンター・レポートである市民版環境白書の定期的刊行をその活動の柱のひとつと位置づけ、発足後すみやかにその準備に着手しました。毎月開催される幹事会でその企画を練り、今年1月からは共同代表藤村コノエさんを編集長とする編集委員会を立ち上げ、徹底した原稿の吟味を行い、この度の刊行に至ったものです。表紙の絵は「High Moon」こと高月紘京都大学名誉教授が作成して下さいました。今後、年1回の刊行を目ざしています。

資料1｜市民版環境白書2016『グリーン・ウォッチ』の主な目次

第1章　主要な環境政策のレビュー
　第1節　気候変動とエネルギー
　第2節　再生可能エネルギー
　第3節　原発問題
　第4節　化学物質

第2章　福島原発事故の被害と政府の対応
　第1節　いまも続く被害
　第2節　避難政策の問題点
　第3節　避難指示の解除と住民の意向
　第4節　骨抜きにされた「原発事故子ども・被災者支援法」
　第5節　健康影響
　第6節　作業員の被ばく労働
　第7節　行き場のない原発事故由来の放射性廃棄物

第3章　なぜ環境政策がうまく進まないのか―日本の環境政策の問題点
　第1節　「経済優先」に屈服した環境政策
　第2節　歪んだ環境政策形成のプロセス
　第3節　なかなか発動されない「予防原則」
　第4節　ビジョンに基づき、戦略性ある環境政策へ
　第5節　実効的な政策形成参加に向けて

トピックス―国内外の注目すべき動き

会員名簿

『グリーン·ウォッチ』の内容

『グリーン・ウォッチ』の構成は資料1のとおりです。

第1章は個別分野ごとの環境政策のレビューです。今回は、①気候変動、②再生可能エネルギー、③原発問題、④化学物質の4つの分野を取り上げました。各分野の政策の問題点と解決の方向性が示されています。今後、他の分野についても随時取り上げる予定です。第4節の化学物質では、①「化学物質政策基本法（仮称）」の制定を求めて、②古くて新しい問題「環境ホルモン」、③新農薬ネオニコチノイドが脅かすミツバチ・生態系・子ども、④水銀条約と国内法の4つのテーマが取り上げられています。

第2章では、福島原発事故の被害と政府の対応を取り上げました。被害の深刻さと政府の対応の問題点

がよくわかります。

第3章では、「グリーン連合」独自の視点で、日本の環境政策の遅れの原因を分析してみました。これに対する皆様のご意見をお聞かせいただければ幸いです。

この他、トピックスとして、国内外の先進的事例を紹介しました。今回は、国内事例として①富山県高岡市の路面電車再生活動、②福岡県みやま市の統合エネルギー政策、③熊本地域の地下水保全システムのほか、海外の先進企業による再エネの取組みや、化石燃料からの「ダイベストメント」(投資引き揚げ)の動きを紹介しました。

末尾にはグリーン連合の加盟団体の紹介欄を設けました。

『グリーン・ウォッチ』作成プロセスから見えたもの

『グリーン・ウォッチ』の作成にあたっては、編集委員会において数十時間に及ぶ原稿チェックと活発な議論が行われました。年度末の忙しい中でそれだけの時間を確保するのは大変でしたが、このようなプロセスを通じて「連合」の意義を実感することができました。

環境分野は専門性が高いために、しばしば専門性の罠に陥りがちです。しかし、編集員会では、全員が他分野の原稿も読み、一般読者として理解が可能か、問題の掘り下げが十分にできているかなど厳しい目でチェックをし、徹底的に問題点を指摘し合いました。これにより、どうすれば専門用語を多用せずにわかりやすく伝えることができるかに意を払うようになりました。わかりやすく伝えるためには、その問題を根底的に把握できていなければならず、問題の理解が一段と深まりました。また、他分野の課題を理解することで、環境問題の全体構造や根本的解決のあり方へと思索が広がり、政治・経済・社会や文明のあり方へと視野が広がっていきました。「連合」するということは、単に量的な拡大だけでなく、質的なレベルアップをもたらします。その質的な力量の高まりこそが、日本の環境政策を大きく前進させていくのではないでしょうか。グリーン連合と『グリーン・ウォッチ』の刊行は、間違いなくその一歩を進めるものであると思いました。

さて、こうしたプロセスを経て作成された『グリーン・ウォッチ』ですので、できるだけ多くの方々に手に取っていただきたいと願っております。グリーン連合のホームページ*1からダウンロードできますが、まだ少し残部がありますので、ご要望の方は国民会議事務局までお問い合わせ下さい。

また、国民会議ともども、グリーン連合の加盟団体・個人サポーター拡大にも、ご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

*1　http://greenrengo.jp/archives/734

Report 2

大地震は忘れたころにやってきた
――余震の続く熊本からの現状報告

熊本学園大学／理事　中地重晴

はじめに

4月14日午後9時26分と16日午前1時25分の2回、最大震度7の地震が熊本県熊本地方で発生しました。地震発生から1か月半を経過したところです。約9万棟の建物に被害があり、避難者は最大時18万人超とか。毎日余震が続き、今なお避難者は約8千人強にのぼります。余震が収束しないため、地震被害の評価もできません。

私事ですが、阪神大震災に次ぐ2回目の大地震による被災を経験しました。地震発生直後から、各地の皆さんに安否確認や励ましの電話、メールをいただき、感謝しております。幸い、自宅は転倒防止のつっかえ棒やフック等の対策（地震への備えは有効です。参考にしてください）をしていましたので、被害はほとんどありませんでしたが、勤務先の熊本学園大学は大きな被害を受け、5月8日まで休講しました。また、ご存知の方も多いと思いますが、自主避難所として大学の施設を開放し、教員有志が中心になり、福祉避難所として5月末まで運営を続けました。

本稿では、熊本地震で問題となり、来るべき大地震に備える必要のある環境問題について報告します。

余震が続く熊本地震の特徴

1948年の福井地震の後、震度7が新設されました。今までに震度7の地震の発生は4回、1995年の阪神・淡路大震災、2004年の新潟県中越地震、2011年の東日本大震災、今回の熊本地震です。

今回の地震は、今までの地震学では説明できないようです。14日午後9時26分 M6.5の地震の後、気象庁は1週間以内に震度6弱の揺れが20%程度の確率で起きるという警告を15日に出していましたが、16日午前1時25分に M7.3という1回目の地震より大きな揺れを観測し、1回目を前震、2回目を本震と呼ぶように決めました。

さらに、余震が今なお続いています。震度1以上の地震が1500回を超えており、揺れは続いています。最初の1、2週間は毎日震度3以上の揺れが数回発生していました。その後も毎日のように震度3か4の揺れが続いています。風田川、日奈久断層という二つの断層の周辺で地震が起きています。震源は移動し、大分県の中央構造線に近いところで震度6の揺れがあり、湯布院温泉が被害を受けました。西の八代市や宇城市でも震度3程度の地震が起きています。日奈久断層が大きく動けば川内原発への影響も懸念されますが、一時停止することなく運転が継続されています。

地震学では説明できない余震が続いているため、余震が怖くて自宅に戻れずに避難所や車中泊を1か月以上続けている人が多いというのが今回の地震の特徴です。

益城町の中心部

熊本地震の被害状況

政府は激甚災害に指定していますが、直下型（震源の深さ10km 程度）なので、被害は地域限定です。避難者は8231名（益城町2705名、熊本市2253名、南阿蘇村895名、西原村601名、嘉島町454名、御船町452名など）で、熊本県内18市町村187か所の避難所に身を寄せています。

前震での死者は9名、本震での死者は40名。前震の後避難し、1日経って、自宅に戻り、2回目の震度7で建物が倒壊して亡くなった方が多

くいました。倒壊家屋は建築年数が古く、伝統的な和瓦の屋根の重いものが多かったのです。阪神大震災後、1戸建て住宅を建てる際、屋根を軽くするためにスレート瓦（多くがアスベスト含有建材だったのが問題でしたが）が使用されるようになりました。スレート瓦の建物の損壊は、和瓦の家屋と比較して、かなり少ないようです。

阪神大震災の時は、神戸一の繁華街三ノ宮周辺で阪急三宮駅をはじめ、デパートや銀行など鉄筋コンクリート造の大きな建物の被害が大きかったですが、熊本では大きな建物が少なく、被害もありません。熊本市内で古い耐震基準を満たしていない建物の被害は見受けられますが、1階が完全につぶれて、倒壊した建物（写真参照）は数か所程度です。壁にクラックが入り、内部の設備が壊れて、修理が必要なコンクリート造の建物は多数ありますが、実数は把握できてないようです。

熊本学園大学では、3年前に耐震補強をした校舎や体育館が今回の地震で破損しており、耐震補強の工法等を見直す必要があります。特に震度7あるいは6程度の揺れが2回あった場合に耐えられる強度をどう計算するのか、建築関係者は再検討を迫られたと思います。

震災と環境問題

2005年のクボタショックでは、工場から飛散したアスベストの粉塵による住民の健康被害が社会問題となりました。その10年前、筆者らは阪神大震災で倒壊した建物や高速道路の解体工事に伴うアスベストの飛散状況を調査し、震災の2次被害としてアスベスト問題を社会に提起しました。ビル約1200棟が倒壊し、地震直後から始まった阪急三宮駅ビルや阪神高速道路の解体工事などで当時粉塵の飛散はひどく、筆者らは神戸市東区の解体現場で高濃度のアスベスト飛散を確認しました。それを受けて環境庁がモニタリングを1年間続けることになりました。

また東日本大震災では、中皮腫・じん肺・アスベストセンターや東京労働安全センターの方々と「震災アスベスト・プロジェクト」を編成し、地震の1か月後から、津波被害のあった沿岸地域を中心に吹き付け材や波型スレートなどのある建物のマッピング調査や大気濃度の測定を実施しました。その際、石巻市で吹き付けアスベストのずさんな除去工事を発見し、改善を求めました。

阪神大震災、東日本大震災と2回もアスベストの飛散を経験しているので、環境省が早々に調査を予定し、熊本県や熊本市は石綿診断協会や石綿含有建材調査者協会などの業界関係者と協力して、調査活動を実施しています。吹き付け材が露出している建物が12棟あるという報道もあります。本格的な解体工事はまだ行われていません。震災アスベスト・プロジェクトのメンバーの協力を得て、解体工事によるアスベストの飛散が起きないように、注意喚起とモニタリング調査に取り組んでいきたいと考えています。

熊本地震で被災した工場は自動車の部品製造や農機具製造業、電子機器製造業などがありますが、その多くがようやく操業を再開したところで工場の被害に関する情報が少なく、他の化学物質による汚染の実態把握は今後の課題です。

震災がれきの処理作業で目についたのが、廃家電製品の便乗廃棄が多かったことです。熊本市では、壊れた家財を震災ごみとして、有料の指定袋以外に入れてあっても収集、処理を行いました。自衛隊の協力も得て震災ごみを収集したあと、残されたのが廃家電製品です。

ブラウン管テレビや古い冷蔵庫など、外観は壊れてないものが大量に排出されました。これらの廃家電は、家電リサイクル法で有料回収することが義務付けられています。2011年春の地デジ化で不要になり押し入れにしまっておいたテレビを震災に便乗して廃棄したと思わざるを得ません。それで、熊本市は回収せず1か月以上、路上に放置した状態のままになっていました。これらは廃家電製品がどのように処理されるのか、正規の回収費用をだれが支払うのか、悪しき先例を作らないようにすべきです。

活動報告　(16/5〜6月)

- ▶ 5月12日　運営委員会
- ▶ 5月26日　2020年目標政策提言の国会議員ロビー活動
- ▶ 6月 9日　運営委員会
- ▶ 6月17日　松枯れ問題PT会議

事務局からのお知らせ

◉7月31日年次総会及び記念講演会のご案内

同封チラシのように今年の年次総会は、7月31日（日）午後2:00より豊島区生活産業プラザ3階大会議室で開催予定です。その後、午後3時より5時まで記念講演会「嗅覚過敏と化学物質過敏症（仮題）」を開催します。東海大学医学部の坂部貢先生にお話をいただきます。におい問題学習会第2弾です。ぜひご参加ください。

NPO法人
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

JEPAニュース
Vol.99

2016年6月発行

発行所　ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議
事務局
〒136-0071
東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル4階
TEL　03-5875-5410
FAX　03-5875-5411
E-mail　kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

郵便振替　00170-1-56642
ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ホームページ http://www.kokumin-kaigi.org

デザイン　鈴木美里
組版　石山組版所
編集協力　鐵五郎企画

編集後記

香害

2016年6月8日　**佐和洋亮**

五感の中でも匂いを感知する嗅覚は、あまり意識しない人もいるが、重要な役割がある。他の感覚とは異なり、大脳辺縁系に直接届いて、人の本能、特に感情と結び付いた記憶と密接な関係があり、最も感情を刺激する感覚だそうだ。

古くは、源氏物語。芳香を放つ貴公子「薫の君」や「匂宮」などのことが書かれており、匂いで女性を引き寄せるフェロモン体質の人だった。

また、茶道と並ぶ香道の歴史も古く、平安の初めには貴族の間では、香木が使われており、江戸時代に入ると現代につながる香道が完成。武士や町人、そして農民層にまで広がった。このように、匂いについてこの国には古くから文化がある。

ところが最近、その芳しい匂いが人間に害を与えることが問題になっている。2013年9月の国民生活センターの発表によると、柔軟仕上剤（衣類をソフトに保ち傷んだ繊維を柔らかくすることをうたった洗剤）に香りの強い海外の材料が使われて、苦情が急増しているそうだ。

例えば、柔軟剤使用の洗濯物を室内に干したところ、家族が咳が出るようになったり、頭痛や吐き気がして、中には、隣家の洗濯物の匂いが伝わってきて同様の被害を受けた例もあるそうだ。

中でも深刻な被害者は、化学物質過敏症（ケミカル・センシティビティ〈CS〉）の人達。脳への影響が強く、香り成分を吸い込むと、体が動かなくなり、何も考えられなくなる、声や言葉も出にくくなる、まるで認知症になったように感じる人もいるとか。20年以上にわたり、CS患者を診察してきた渡辺一彦医師（札幌市）は、「以前は原因として新築やリフォームが多かったが、近年はなんといっても香料（柔軟剤・香水など）によるものが多い」と言う。

被害者から相談を受けた国民生活センターは、業界や輸入業者に対して「においが与える周囲への影響について配慮を促す取り組み（商品の注意表示や啓発活動など）を行う」よう要望している。アメリカでは、オレゴン州ポートランド市やミシガン州デトロイト市などが香料禁止の政策をとっていて、公共の場での香料自粛を指導している。

参照文献：『週刊金曜日』2016年6月3日号ほか